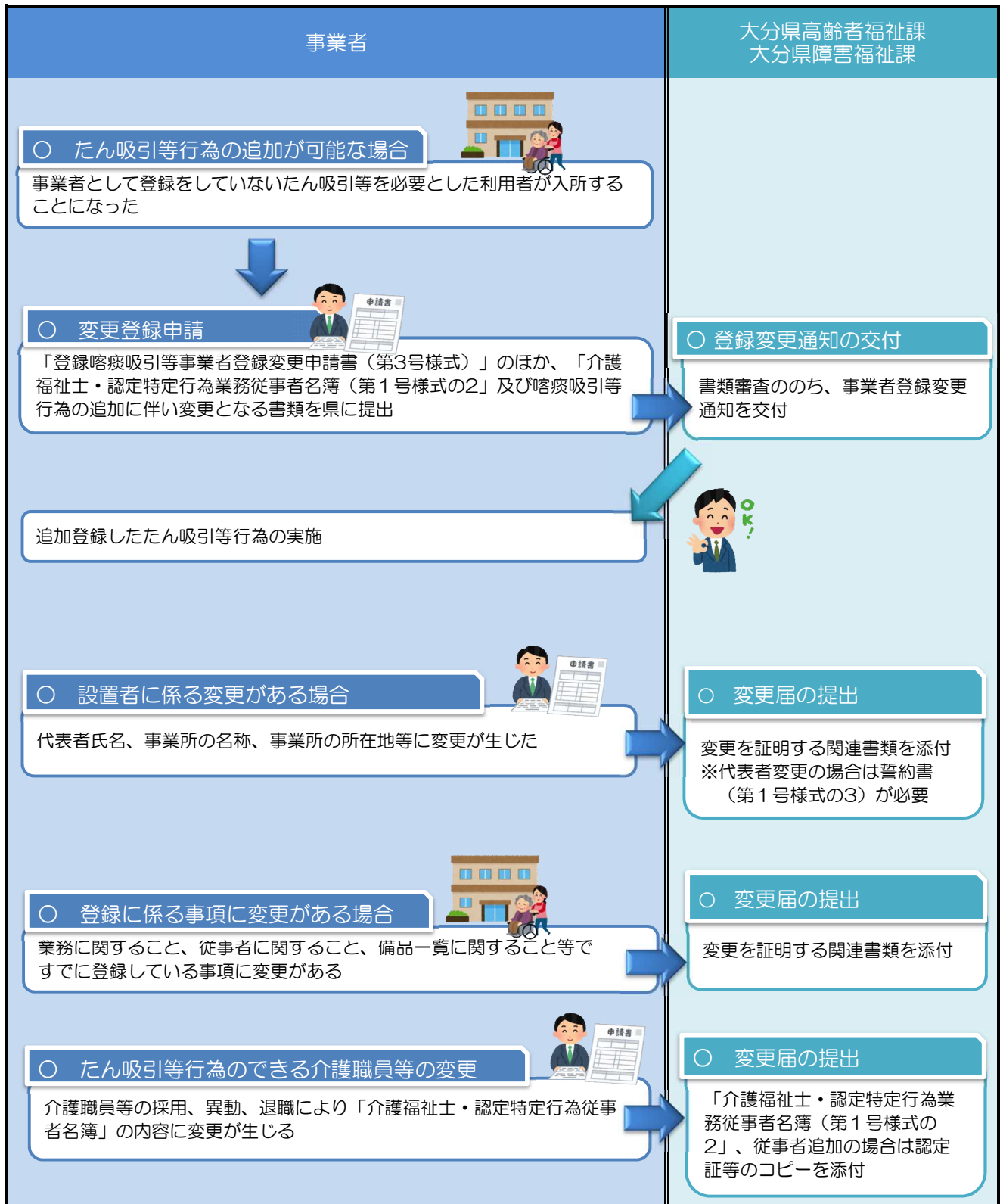


## 登録特定行為事業者の変更等手続きフローチャート

<第1・2号の認定従事者（不特定の者対象）及び第3号の認定従事者（特定の利用者）の場合>



事業者

大分県高齢者福祉課  
大分県障害福祉課

○ 指導看護師の変更がある場合

指導看護師の追加、変更等が生じた



○ 変更届の提出

研修講師一覧表及び研修講師履歴書を添付

○ 辞退届について

1. 事業所の設置母体となる法人の変更
2. 事業所の種別の変更
3. 認定特定行為業務従事者がいなくなった
4. 喫煙吸引の必要がなくなった。



○ 辞退届の提出

・辞退する日の1ヶ月前までに届け出てください。  
※登録通知を添付すること

○ 1・2の場合

・現在の登録特定行為事業者の辞退及び新規の登録特定行為事業者の登録申請

○ 3・4の場合

・辞退届

○ 新規申請

・新規申請書類を参照して書類を揃えて提出